

仙台市精神保健福祉審議会の概要

1. 趣 旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 9 条に基づく「地方精神保健福祉審議会」として条例で設置している。市長の諮問に応えるほか、精神保健及び精神障害者福祉に関して市長に意見を具申することができる。

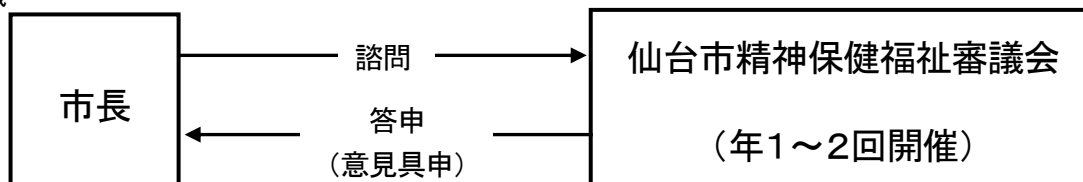
根拠法令

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 9 条
 仙台市精神保健福祉審議会条例

2. 委員構成（仙台市精神保健福祉審議会条例）

- (1) 委員は 20 名以内
- (2) 委嘱委員の構成
 - ① 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
 - ② 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
 - ③ 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加促進を図るための事業に従事する者
- (3) 委員の任期は 3 年(再任あり)

3. 組織



4. 審議の内容

平成 8～平成 9 年度	答申「心の健康づくり施策の推進について一市民の心の健康づくりを推進する施策のあり方について一」
平成 10 年度	提言「仙台市の児童虐待に対する取り組みへの提言一子育てにおける『心の健康づくり支援体制』の構築に向けて」
平成 11 年度	報告「精神障害者の自立と社会参加をさらに進めるためには」
平成 12 年度	精神保健福祉ガイドブック(はあとページ)の作成
平成 13～平成 16 年度	答申「仙台市における精神科救急医療システムのあり方について」
平成 17～平成 18 年度	報告「メンタルヘルスプロモーション(精神保健活動の推進)に向けて」
平成 19 ～平成 20 年度	報告「精神障害者の今後の地域生活支援のあり方について～精神疾患・精神障害の特性を踏まえた地域生活支援体制の構築～」
平成 21 ～平成 23 年度	報告「精神疾患に係る早期支援のあり方について」
平成 24～平成 27 年度	報告「精神保健福祉の視点からの災害対応のあり方」